二十三　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五の項を次のように改める。

25	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第一項の表五五の項を次のように改める。

55	削除

第一項の表六〇の項を次のように改める。

60	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

第一項の表九〇の項を次のように改める。

90	削除

第一項の表九二の項を次のように改める。

92	削除

第一項の表一〇六の項を次のように改める。

106	削除

第一項の表一一六の項を次のように改める。

116	削除

第一項の表一一九の項を次のように改める。

119	削除

第一項の表一四八の項を次のように改める。

148	削除

第一項の表一五四の項を次のように改める。

154	削除

第一項の表一六五の項を次のように改める。

165	削除

二十四　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表五三の項及び五四の項を次のように改める。

53	削除
54	削除

第一項の表五七の項から五九の項までを次のように改める。

57	削除
58	削除
59	削除

第一項の表六三の項を次のように改める。

63	削除

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除

第一項の表七六の項を次のように改める。

76	削除

第二項の表四の項及び五の項を次のように改める。

4	削除
5	削除

二十五　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四九の項を次のように改める。

49	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

64	削除

第一項の表一〇三の項を次のように改める。

103	削除

第一項の表一三一の項を削る。